

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
3-(1)	農地所有適格法人に対する出資規制の緩和	わが国農業の生産基盤を強化する観点から、企業による農地所有適格法人への出資規制を緩和すべき	2016年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人（旧農業生産法人）に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたものの、企業による出資が過半数を超えることができないため、過半数を超える議決権を取得することができない、総出資額がパートナーの出資額に制約されるといった弊害が生じている。出資規制を緩和することで、担い手たる企業の参入、新技術等に対する投資の促進等が期待され、わが国農業の生産基盤の強化に資することとなる。	農地法第2条
3-(2)	でん粉の価格調整制度の見直し	でん粉の価格調整制度は、将来的な廃止も視野に見直すべき	でん粉の原料（トウモロコシ、馬鈴薯、甘藷等）については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。でん粉は食用および工業用に用いられており、調整金によって輸入品の価格が上昇することで、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
3-(3)	農業の登録申請手続きの簡素化	農業の登録申請においては、将来的な電子化も見据え、郵送や銀行振込等による手続きも可能とすべき	農業の登録申請は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの窓口にて、収入印紙を貼付した書類を直接提出することしか認められていない。書類や農業サンプルを郵送で受け付けるとともに、登録申請手数料納付にあたって銀行振込等も可能とすれば、申請手続きにあたってのコストを大きく削減することができる。また、高額の手数料・印紙を運ぶ従業員の安全確保につながる。	農業取締法、農業取締法施行規則
3-(4)	農用地における農家レストランの設置認可	農業振興地域の農用地に「農家レストラン」を設置できるようにすべき（国家戦略特区における特例の全国展開）	国家戦略特別区域において、「農家レストラン」の農用地への設置が認められたことにより、新潟市をはじめ、集客・売上増等の成果が出ている。同様の措置を全国に適用することで、6次産業化の推進、さらには農業生産の拡大、地域経済活性化に資する。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則
3-(5)	農用地の製造・販売施設における販売可能商品の要件緩和	農用地で販売可能な製品・商品の要件を緩和すべき	「農業振興地域制度に関するガイドライン」により、農業振興地域の農用地において、製造（加工）施設及び販売施設、農家レストラン（国家戦略特区に限る）が農畜産物を製造・販売する場合、自己の生産物が、原材料や販売品目の過半を超えなければならない。このため、例えば事業者によっては、季節等により自己での原材料調達に困難となる場合があり、通年で施設稼働を阻害する要因となっている。要件が緩和されれば、より魅力的な商品開発や効率的な施設運営の実現につながる。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則、農業振興地域制度に関するガイドライン
3-(6)	農業用温室建設の建築基準の緩和	農地に建てられる農業用温室の建築基準を緩和すべき	農業用温室には、被覆資材がビニール等で取り外しが容易なものを除き、建築基準法が適用される。そのため、ガラスやフィルムを利用した温室等を設置する場合、基礎、主要構造部等における指定建築材料の利用、面積に応じた防火設備の設置等が必要となるなど、建設コストが増大し、結果として、生産物の競争力低下を招いている。なお、農業用温室は人が生活する空間ではなく、一般的な建築物に適用するルールとは分けて考え、基準を整備することが合理的である。	建築基準法第2条
3-(7)	「日本料理海外普及人材育成事業」の対象拡大	「日本料理海外普及人材育成事業」の対象を、海外の日本料理店に勤務している外国人調理師にも拡大すべき	政府においては、拡大する世界の食市場を見据え、2019年にわが国農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標を設定し、輸出拡大に取り組んでいる。その一環として、わが国が強みを生かせる日本食・食文化の海外展開を図っているが、実現にあたっては、実際に普及を担う日本料理の調理師の育成が喫緊の課題である。しかし、「日本料理海外普及人材育成事業」の対象は、調理師養成施設の留学生に限られており、海外の日本料理店で雇用された外国人調理師は対象にならない。海外で日本料理を提供する事業者が取組実施機関となって、勤務する外国人調理師が本事業を活用できるようになれば、調理師の育成を加速することができる。	日本料理海外普及人材育成事業実施要領
3-(8)	植物防疫・動物検疫を必要とする貨物への検疫の緩和	羽田・成田空港間の保税運送にあたっては、植物防疫・動物検疫を必要とする貨物への検疫を緩和すべき	植物防疫・動物検疫を必要とする貨物（以下要検疫貨物）を保税運送するためには、通常輸入時と同様の検査を経ることが求められている。羽田空港～成田空港間の保税運送は年々増加しており、わが国が他国との貨物獲得競争を勝ち抜いていくうえで、両空港間のアクセス・ネットワークを強化していくことが欠かせない。とりわけ、コスト競争力の観点からは、物流コスト増の要因である検疫にかかる人件費・作業費への対応が急務である。	関税法、植物防疫法、家畜伝染病予防法

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
3-(9)	豚肉の差額関税制度の見直し	差額関税制度を抜本的に見直すべき	豚肉の輸入にあたっては、差額関税制度のもと、輸入価格が546.43円/kgを下回る場合は基準輸入価格との差額を関税として徴収する一方、上回る場合は4.3%の従価税を課している。 このため、必要な部位を必要な量だけ輸入することが難しく、商品の開発・販売に制約が生じている。	関税暫定措置法
3-(10)	ビザ発給要件の緩和	訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等について、ビザ発給要件を緩和すべきである。	わが国政府は、今年1月1日からインド国民に対する短期滞在数次ビザの緩和措置を実施するなど、外国籍保有者に対する数次ビザの導入やビザ発給要件の緩和等、発給件数の拡大に資する措置を段階的に講じている。しかし、人口規模が大きく訪日旅行需要の更なる拡大が期待できる国（例えば、中国、インドネシア、インド、ベトナム、ロシア等）の国籍保有者に関しては、ビザを完全に免除された形での渡航が認められていない。 2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人の実現を目指すうえで、より強力に効果的な施策を推進する必要がある。特に、訪日旅行需要の拡大が見込まれる国・地域等については、ビザ発給要件の一層の緩和や申請書類の簡素化とともに、ビザ免除に重点的に取り組むことが有効である。	外務省設置法 第4条
3-(11)	若年層による旅券申請時の負担軽減	若年層の旅券申請時の手数料を減免すべきである。	「観光立国推進基本計画」（2017年3月28日閣議決定）で指摘されているとおり、諸外国との双方向の交流拡大は、インバウンドの拡大にも貢献し得ることから、アウトバウンド振興を図る必要がある。 特に、将来の旅行需要を確保・育成するうえでも、若年層の海外渡航離れに対応することが極めて重要な課題となっている。旅券法及び同施行令ならびに都道府県の条例で定められた旅券申請時に国及び都道府県に納付する手数料について、若年層の減免が認められれば、若年層の旅券取得、さらには海外渡航促進につながる。	旅券法 第20条 旅券法施行令 第2条
3-(12)	出国審査手続きの抜本的な見直し	出国審査のあり方を抜本的に見直し、対面式の審査手続きを廃止すべきである。	日本人並びに外国人旅客は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続きにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、指紋等の事前登録を行った者については、出国手続きの際に出国審査場に設置された自動化ゲートの利用が認められている。 「観光立国推進基本計画」（2017年3月28日閣議決定）で指摘されているとおり、インバウンド受入れ体制の強化に向けた取組みの一環として、日本人旅客も含め、最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現は重要である。自動化ゲートの利用促進のほか、顔認証ゲートの先行運用等、自動化に積極的に取り組んでいるが、あくまでも対面式から無人化への切り替えによる審査の効率的な実施にすぎない。 出国審査に係る作業を搭乗手続きプロセスに適切に組み込み、対面式の出国審査手続きそのものを廃止すれば、出国審査場の不要化による空港施設の有効活用や人員の効率的な配置等の実現が期待できる。 なお、米国や英国では、出国審査において出入国管理局が管理するデータベースと照合する際に、民間旅客輸送機関が管理する旅客情報（航空会社であれば搭乗手続きの際に自社のシステムに入力した旅客情報）を活用することにより、対面式の出国審査手続きを廃止し、出国審査場自体が設置されていない。	出入国管理及び難民認定法 第25条、第60条 出入国管理及び難民認定法施行規則 第27条